

●香川県告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成21年1月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 起業者の名称

綾川町

2 事業の種類

綾川町立昭和公民館駐車場拡張事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県綾歌郡綾川町畑田字徳田上地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県綾歌郡綾川町畑田地内において施行する「綾川町立昭和公民館駐車場拡張事業」（以下「本件事業」という。）である。

綾川町立昭和公民館（以下「本公民館」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館であり、本件事業は、本公民館の附属駐車場を拡張しようとするものである。このため、本件事業は、法第3条第22号に掲げる「社会教育法による公民館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である綾川町は、既にこれに要する経費の予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本公民館のある昭和地区は、世帯数2,028世帯、人口5,627人（平成20年10月1日現在）である。また、本公民館で定期的に行われるクラブ活動は、クラブ数31団体、会員数492人であり、そのほか地域のイベント活動等を含め、本公民館は平成19年度実績で年間26,593人に利用されており、参加者が30人以上の行事・一般利用は131回開催されている。

本公民館利用者の交通手段としては、公共交通機関を利用できる地域及び時間帯が限られることから、自家用車の比率が高く、現在、本公民館では11台分の駐車場を確保しているが、必要台数には到底足りるものではない。

本公民館の駐車場不足により、本公民館の利用者に不便をかけるだけでなく、路上駐車による交通安全上の危険が生じ、近隣住民等にも迷惑をかける状況となっている。やむを得ず、本

公民館と町道を挟んで立地する町立小学校の敷地を、適宜、本公民館の臨時駐車場としているが、学校行事以外で学校を開放するという状況は、児童等の安全確保の観点上好ましくない。

本件事業は、本公民館の西側隣接地を取得して、新たに60台分の駐車場を整備するものである。

本件事業の施行により、既存の11台分と合わせて合計71台分の駐車スペースを確保することで、駐車場不足を大幅に緩和し、公民館の利便性向上、周辺環境の改善及び児童等の安全確保を図ることが可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から3案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本公民館の駐車場不足に伴い、本公民館と町道を挟んで立地する町立小学校の敷地が本公民館の臨時駐車場として使用されている現状、また、周辺道路で路上駐車が発生し、児童通学路の交通安全の妨げとなっている現状に照らすと、本件事業は早期に施行する必要性が認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

綾川町教育委員会事務局